

## 飯山市街灯関係補助金要綱の見直しについて

建設水道部 道路河川課

## 1. 飯山市街灯電気料補助金交付要綱の廃止

- ▶現行、都市計画道路及び集落間に設置された街灯等への電気料金補助を行っている。
- ▶要綱上 40W 水銀灯に相当する定額料金の 100 分の 100 以内の補助率となっており、定額料（価格）の算出や現地確認など双方、複雑で時間を要してしまう課題がある。
- ▶公的性を考慮するとともに事務手続きの簡素化を図るべく、電気料の補助事業を行わず、現行対象の街灯等の電気契約を地元管理者から市へ移管する。
- ▶予算額の変更は生じないが、予算付けを「補助金」から「需用費（光熱水費）」へ変更し取り扱う。
- ▶電気料補助の必要性がなくなるため、当該補助金交付要綱を廃止する。

## 2. 飯山市街灯修繕等補助金交付要綱の制定

- ▶市内の小学校が統合するなど、集落内の街灯（防犯灯）の必要性が取りざたされるなか、歩行者に対する街灯等の重要性が増している状況である。
- ▶市内の街灯（残 LED 化）について、整備方針（内規）を新たに定め、統一（形状・照度・設置距離など）した設備の整備を図りたい。
- ▶LED 化の進捗により、従来の電球替えではなく、器具の劣化などから交換が不可欠となり修繕費も高額になることから、一部費用の補助を行いたい。
- ▶地元管理者の負担軽減と自発的な維持管理意識の向上および良好な環境維持や拡張を図りたい。
- ▶補助率を 2 分の 1 以内とし、破損または故障した LED 街灯の修繕については、5 万円。LED 灯の更新や LED 灯に新しく交換する場合については 1 万 5 千円を現行費用の算出より限度額に設定する。（裏面要綱第 4 条参照）
- ▶伴い補助金交付要綱を新たに制定し、既成の「飯山市街灯 LED 化事業補助金交付要綱」を廃止する。
- ▶補助金の交付においては、予算内とする。

（要綱案裏面参照）

## 飯山市街灯修繕等補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、区等が自発的に設置し維持管理を行っている道路に附属する街灯が、市内の交通安全、防犯及び環境負荷の低減に寄与していることに鑑み、当該街灯の修繕等に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街灯 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の照明用として設置された街路灯又は防犯灯で、広告設備のされていないものをいう。
- (2) 区等 市内の区その他市長が認めた団体をいう。
- (3) LED灯 消費電力の少ない高輝度の発光ダイオードを使用した光源をいう。
- (4) LED街灯 LED灯を使用した街灯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、街灯を所有し管理する区等とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
破損又は故障したLED街灯（LED灯の部分を除く。）を修繕するための工事費及び材料費	街灯1灯当たり補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）以内	街灯1灯当たり50,000円
既設の街灯のLED灯を新たなLED灯に交換するための工事費及び材料費		街灯1灯当たり15,000円
既設の街灯のLED灯以外の光源を新たにLED灯に交換するための工事費及び材料費		

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 故意又は過失により修繕等が必要になった耐用年数に満たない街灯の修繕等に要する経費
- (2) 国、県その他地方公共団体が実施している他の補助金の対象となる経費

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、飯山市街灯修繕等補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとし、同項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 修繕等を実施した箇所の位置図
- (2) 修繕等の内容がわかる内訳書及び領収書の写し
- (3) 着工前及び完了後の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 規則第6条の規定による通知は、飯山市街灯修繕等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び規則第14条の3に規定する請求書は、前条に規定する申請書の提出をもって、提出があったものとみなす。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。  
（飯山市街灯LED化事業補助金交付要綱の廃止）
- 2 飯山市街灯LED化事業補助金交付要綱（平成28年飯山市告示第55号）は、廃止する。  
（飯山市街灯LED化事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）
- 3 この要綱の施行の際既にこの要綱による廃止前の飯山市街灯LED化事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者については、旧要綱第7条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。